

※アンダーラインを引いている部分が今回の改訂で改訂される箇所になります。

改訂書面：「パートナーズFX契約約款（FX約款）」

改訂日：平成30年2月17日改訂

旧	新
<p>●第1条 パートナーズFX取引とは パートナーズFX取引とは、取引金額の一部として証拠金または証拠金の代用として取引ガイドに規定する有価証券（以下「代用有価証券」という。）を預託することにより行う金融商品取引法第2条第22項第1号に該当する店頭デリバティブ取引で、銀行間での外国為替直物取引の商慣行である通常2営業日後に実行される受渡し期日を、反対売買等の決済取引を行わない場合には繰り延べすることで、決済するまで建玉の継続を可能にした外国為替取引をいう。</p> <p>(追加)</p> <p>●第2条 パートナーズFX取引口座による処理 パートナーズFX取引においては、証拠金、建玉の決済取引について反対売買を行った場合の差損益金、通貨の受渡しまたは通貨の売買に伴う当該通貨の買付代金及び売付代金、その他お客様とマネーパートナーズの間で授受される金銭は、すべてマネーパートナーズに設けるパートナーズFX取引口座で処理をするものとする。</p> <p>●第3条 口座開設 ●第4条 証拠金等 ●第5条 売買注文の種類 ●第6条 注文時間 ●第7条 注文の取消・変更 (条項の番号を変更、内容は変更ないため省略)</p>	<p>●第1条 パートナーズFX取引とは パートナーズFX取引とは、取引金額の一部として証拠金または証拠金の代用として取引ガイドに規定する有価証券（以下「代用有価証券」という。）を預託することにより行う金融商品取引法第2条第22項第1号に該当する店頭デリバティブ取引で、銀行間での外国為替直物取引の商慣行である通常2営業日後に実行される受渡し期日を、反対売買等の決済取引を行わない場合には繰り延べすることで、決済するまで建玉の継続を可能にした外国為替取引をいう。</p> <p>●第2条 <u>FX取引のリスク及び自己責任の確認</u> <u>お客様は契約約款等の内容を承諾し、契約約款第3条各号の内容の他、</u> <u>前条各号に掲げる内容を充分把握し、リスクについて充分理解した上</u> <u>でお客様の判断と責任において、FX取引を行うことを確認するものとする。</u></p> <p>●第3条 パートナーズFX取引口座による処理 パートナーズFX取引においては、証拠金、建玉の決済取引について反対売買を行った場合の差損益金、通貨の受渡しまたは通貨の売買に伴う当該通貨の買付代金及び売付代金、その他お客様とマネーパートナーズの間で授受される金銭は、すべてマネーパートナーズに設けるパートナーズFX取引口座で処理をするものとする。</p> <p>●第4条 口座開設 ●第5条 証拠金等 ●第6条 売買注文の種類 ●第7条 注文時間 ●第8条 注文の取消・変更 (内容省略)</p>

●第8条 注文の受付・執行

(1)~(3) (省略)

(4) 前2項に係らず、次の事項の何れかに該当する場合は売買注文の執行を行なわない。

①FX 約款第12条第1項の純資産評価により純資産額が不足する場合。

(追加)

②その他、マネーパートナーズが不適当と判断した場合。

●第9条 取引の数量

パートナーズFX取引において取引可能な額は、FX 約款第4条に基づきお客様が預託した証拠金及び代用有価証券評価額の範囲内で、かつ、取引ガイドII4.「取引数量」に定める上限の範囲内とする。

●第10条 為替レートについて

●第11条 決済

(条項の番号を変更、内容は変更ないため省略)

●第12条 純資産評価

(1) (2) 省略

(3) お客様は、パートナーズFX取引の証拠金として預託された証拠金、売買差益金、その他の金銭（以下、「預託金」という。）、代用有価証券評価額及び建玉必要証拠金に対する純資産額の比率等について、自己の責任において監視・管理するものとし、取引ガイドII 9. (5) に定める追加証拠金またはFX 約款第14条に定める自動決済等の処理につき生じたお客様の損失について、マネーパートナーズは一切責任を負わない。

(4) 省略

●第13条 マネーパートナーズによる決済

●第14条 自動決済（自動ロスカット）

●第15条 取引手数料

(条項の番号を変更、内容は変更ないため省略)

●第9条 注文の受付・執行

(1)~(3) (省略)

(4) 前2項に係らず、次の事項の何れかに該当する場合は売買注文の執行を行なわない。

①FX 約款第13条第1項の純資産評価により純資産額が不足する場合。

②受注した注文価格がインターバンク市場における実勢レートと大きく乖離している場合。

③その他、マネーパートナーズが不適当と判断した場合。

●第10条 取引の数量

パートナーズFX取引において取引可能な額は、FX 約款第5条に基づきお客様が預託した証拠金及び代用有価証券評価額の範囲内で、かつ、取引ガイドII4.「取引数量」に定める上限の範囲内とする。

●第11条 為替レートについて

●第12条 決済

(内容省略)

●第13条 純資産評価

(1) (2) 省略

(3) お客様は、パートナーズFX取引の証拠金として預託された証拠金、売買差益金、その他の金銭（以下、「預託金」という。）、代用有価証券評価額及び建玉必要証拠金に対する純資産額の比率等について、自己の責任において監視・管理するものとし、取引ガイドII 9. (5) に定める追加証拠金またはFX 約款第15条に定める自動決済等の処理につき生じたお客様の損失について、マネーパートナーズは一切責任を負わない。

(4) 省略

●第14条 マネーパートナーズによる決済

●第15条 自動決済（自動ロスカット）

●第16条 取引手数料

(内容省略)

<p>(追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●第 16 条 システム障害 ●第 17 条 解約 ●第 18 条 契約約款等の変更 ●第 19 条 準拠法 ●第 20 条 分離独立条項 <p>(条項の番号を変更、内容は変更ないため省略)</p>	<p>●<u>第 17 条 諸通知・交付書面</u> <u>契約約款第 19 条第 1 項の規定に係らず、FX nano 取引に関するマネーパートナーズからお客様への諸通知及び交付書面（以下「通知等」という。）については、Eメール、顧客用照会画面またはホームページ上での電子交付とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●<u>第 18 条</u> システム障害 ●<u>第 19 条</u> 解約 ●<u>第 20 条</u> 契約約款等の変更 ●<u>第 21 条</u> 準拠法 ●<u>第 22 条</u> 分離独立条項 <p>(内容省略)</p>
<p>パートナーズ F X 契約約款改訂記録</p> <p>(追加)</p>	<p>パートナーズ F X 契約約款改訂記録</p> <p><u>平成 30 年 2 月 17 日改訂</u></p>

以上